

令和2年3月24日

「令和元年度包括外部監査結果報告書」の概要

熊本県包括外部監査人
入江 佳隆

テーマ：公営企業会計に属する事業の財務事務の執行および管理運営について

I. 外部監査の概要（本文1ページ～3ページ）

（1）特定の事件の選定理由

熊本県において、公営企業会計に基づく財務事務を行っている事業として、企業局に属する事業および病院事業会計がある。

公営企業会計に関しては、「地方公営企業会計制度等研究会報告書」（平成21年12月）の提言を踏まえ、地方公営企業の経営の自由度を高める等の観点から、平成24年度に地方公営企業法が一部改正されている。

これに合わせて、平成26年度より、地方公営企業会計基準も改正され、民間企業会計原則の考え方をより多く取り入れたものとなっている。

病院事業について、民間における医療の担い手である医療法人については、運営の透明性確保の観点から外部監査制度が導入されるとともに、財務報告に関連するガバナンスの強化も求められている。

病院を含む保険診療機関は、医療保険を大きな収入源としており、保険者である自治体、被保険者である県民等、診療機関の適切な運営に関心を有する利害関係者が多数に上る。また、医師や看護師の不足に伴う人材の確保といった観点からも、限られた予算の中で効率的な運営が行われるためには、適切な情報開示とこれに基づく運営実態の把握が重要な手段の一つとなるものと考えられる。

以上のような状況のもと、公営企業会計に基づき財務事務を行う事業につき、現行の地方公営企業会計、および医療法人等非営利法人会計の趣旨にのっとり財務事務が実施され、管理運営が適切になされていることを検証することは、県民に対し公営企業の適切な財務状況を開示し、運営の実態を明らかにするために有意義であると考え、テーマに選定した。

(2) 監査の着眼点

- ①財務事務の透明性確保のため、適切な内部統制が整備・運用されているか。
- ②職務は適切に分掌され、職員間もしくは職員・役席者間での相互牽制が働くような体制となっているか。
- ③職務分掌や相互牽制が適切に機能していることを確認する体制がとられているか。
- ④財務事務を適切に遂行するための情報システムが適切に運用されているか。
- ⑤事業運営のために必要な情報が適切に伝達・共有されているか。
- ⑥地方公営企業会計基準等関連する規則に基づき適切に財務事務が実施されているか。
- ⑦持続的な経営を行うための経営計画、収支計画が策定されているか。また、これらの計画に照らして、効果的、効率的な運営に努めているか。
- ⑧施設および資産の管理は適切に行われているか。
- ⑨業務委託、指定管理等の契約手続は法令、規則に基づき適切に行われているか。

(3) 主な監査手続

- ①関連法規の確認
- ②事務マニュアル、フローチャートの入手、確認
- ③担当者へのヒアリング
- ④比較分析
- ⑤関係書類の閲覧
- ⑥証憑突合

(4) 外部監査の実施期間

令和元年8月1日から令和2年3月7日まで

実地調査期間：令和元年8月26日から令和元年12月5日まで

Ⅱ. 地方公営企業について（本文 4 ページ～12 ページ）

1. 地方公営企業会計が適用される事業について

（1）地方公営企業の概要

地方公営企業は、「地方公営企業法（昭和二十七年法律第二百九十二号。以下「法」という。）」に基づき、地方自治体において設置される組織である。関連する政令として、「地方公営企業法施行令（昭和二十七年政令第四百三号。以下「施行令」という。）」および、「地方公営企業法施行規則（昭和二十七年総理府令第七十三号。以下「規則」という。）」が定められており、これらの法令に基づき組織運営および財務等の取り扱いを行っている。

また、法第 4 条において、公営企業の設置及びその経営の基本事項については、各自治体の条例で定めることとされており、熊本県においては、企業局の管轄する事業に関して「熊本県公営企業の設置等に関する条例（昭和 41 年 12 月 19 日条例第 45 号）」を、病院局の管轄する事業に関しては「熊本県病院事業の設置等に関する条例（昭和 41 年 12 月 19 日条例第 48 号）」を定めている。

総務省の統計によれば、平成 29 年度において、法が適用されている事業が全国で 3,301 事業、適用されていない事業が 5,097 事業ある。

地方公営企業法に基づき行われている事業数の推移について、総務省の地方公営企業年鑑によると、平成 10 年度以降は以下のようにになっている。なお、以下本節において使用する統計資料は、特に断りのない限り総務省の公表している公営企業年鑑のデータを、一部改編の上引用している。

項目 \ 年度	10	11	12	13	14	15	16	17	18	19
全企業（法非適用企業を含む）(A)	11,581	11,712	12,574	12,611	12,613	12,476	10,979	9,379	9,317	9,210
法 適 用 企 業 (B)	3,526	3,537	3,539	3,556	3,560	3,532	3,258	2,867	2,858	2,880
比 率 (B)/(A) (%)	30.4	30.2	28.1	28.2	28.2	28.3	29.7	30.6	30.7	31.3

項目 \ 年度	20	21	22	23	24	25	26	27	28	29
全企業（法非適用企業を含む）(A)	9,096	8,903	8,843	8,754	8,724	8,703	8,662	8,614	8,534	8,398
法 適 用 企 業 (B)	2,912	2,920	2,930	2,959	2,996	3,033	3,077	3,110	3,191	3,301
比 率 (B)/(A) (%)	32.0	32.8	33.1	33.8	34.3	34.9	35.5	36.1	37.4	39.3

(注) 各年度の事業数は、年度末の数値。

また、直近4年間の事業数の推移を事業別にみると、以下の通りとなっている。

事業 \ 年度	平成 26 年度			平成 27 年度			平成 28 年度			平成 29 年度			4 年間の増減率 (%)		
	法適用	法非適用	計	法適用	法非適用	計									
合計	3,077	5,585	8,662	3,110	5,504	8,614	3,191	5,343	8,534	3,301	5,097	8,398	7.3	△8.7	△3.0
上水道	1,348	-	1,348	1,344	-	1,344	1,334	-	1,334	1,353	-	1,353	0.4	-	0.4
簡易水道	26	723	749	26	711	737	29	678	707	28	545	573	7.7	△24.6	△23.5
工業用水道	154	-	154	154	-	154	155	-	155	156	-	156	1.3	-	1.3
交通	53	38	91	48	39	87	47	39	86	47	39	86	△11.3	2.6	△5.5
電気	28	57	85	28	64	92	28	67	95	28	72	100	-	26.3	17.6
ガス	28	-	28	26	-	26	26	-	26	27	-	27	△3.6	-	△3.6
病院	639	-	639	636	-	636	634	-	634	630	-	630	△1.4	-	△1.4
下水道	591	3,047	3,638	640	2,999	3,639	733	2,906	3,639	825	2,806	3,631	39.6	△7.9	△0.2
港湾整備	8	89	97	8	89	97	8	89	97	8	89	97	-	-	-
市場	14	150	164	14	148	162	14	147	161	14	146	160	-	△2.7	△2.4
と畜場	1	61	62	1	58	59	1	56	57	1	55	56	-	△9.8	△9.7
観光施設	45	271	316	41	263	304	38	252	290	37	239	276	△17.8	△11.8	△12.7
宅地造成	46	397	443	44	391	435	44	383	427	44	394	438	△4.3	△0.8	△1.1
有料道路	-	2	2	-	1	1	-	1	1	-	1	1	-	△50.0	△50.0
駐車場整備	7	218	225	7	216	223	6	214	220	6	210	216	△14.3	△3.7	△4.0
介護サービス	45	532	577	47	525	572	46	511	557	45	501	546	-	△5.8	△5.4
その他	44	-	44	46	-	46	48	-	48	52	-	52	18.2	-	18.2

公営事業の数は平成10年の11,000余りから、平成29年には8,300余りまでおよそ3割減少している。個々の減少理由までが明らかではないため断言はできないが、

赤字の事業を整理縮小、もしくは民間に移行する等により減少していているものと思われる。

(2) 地方公営企業の決算

平成 29 年度における公営事業につき、赤字・黒字（法適用事業の場合は、経常利益・経常損失）の別に集計した結果は以下のとおりである。

事業\黒赤字別	法 適 用 企 業					法 非 適 用 企 業					計				
	黒 字	赤 字	建設中	計	赤字企業比率	黒 字	赤 字	建設中	計	赤字企業比率	黒 字	赤 字	建設中	計	赤字企業比率
上水道	1,214	137	2	1,353	10.1	-	-	-	-	-	1,214	137	2	1,353	10.1
簡易水道	24	4	-	28	14.3	486	58	1	545	10.7	510	62	1	573	10.8
工業用水道	132	21	3	156	13.7	-	-	-	-	-	132	21	3	156	13.7
交通	33	14	-	47	29.8	39	-	-	39	-	72	14	-	86	16.3
電気	26	2	-	28	7.1	69	-	3	72	-	95	2	3	100	2.0
ガス	24	3	-	27	11.1	-	-	-	-	-	24	3	-	27	11.1
病院	256	372	2	630	59.0	-	-	-	-	-	256	372	2	630	59.0
下水道	613	209	3	825	25.4	2,678	120	8	2,806	4.3	3,291	329	11	3,631	9.1
港湾整備	8	-	-	8	-	87	2	-	89	2.2	95	2	-	97	2.1
市場	10	4	-	14	28.6	135	11	-	146	7.5	145	15	-	160	9.4
と畜場	1	-	-	1	-	50	5	-	55	9.1	51	5	-	56	8.9
観光施設	25	12	-	37	32.4	193	44	2	239	18.6	218	56	2	276	20.4
宅地造成	27	17	-	44	38.6	319	41	34	394	11.4	346	58	34	438	14.4
有料道路	-	-	-	-	-	1	-	-	1	-	1	-	-	1	-
駐車場整備	6	-	-	6	-	198	12	-	210	5.7	204	12	-	216	5.6
介護サービス	21	24	-	45	53.3	425	76	-	501	15.2	446	100	-	546	18.3
その他	32	20	-	52	38.5	-	-	-	-	-	32	20	-	52	38.5
合 計	2,452	839	10	3,301	25.5	4,680	369	48	5,097	7.3	7,132	1,208	58	8,398	14.5

- (注) 1. 事業数は平成 29 年度決算対象事業数。
 2. 経常損失事業比率及び赤字事業比率は全事業から建設中の事業を除いたものに対する比率。
 3. 法非適用事業の黒字、赤字別は収益的収支により区別したもの。

法適用企業では、約 4 分の 1 の事業が赤字となっており、全体では 15%弱の公営企業が赤字となっている。事業別にみると、病院事業での赤字企業比率が高く、次いでその他事業、観光事業等で赤字比率が高い。

ただし、上掲表中、黒字となっている事業についても、他会計からの繰入金等を含んでいることから、これを除いた場合には黒字にならない企業が多くなることが考えられる。

実際に、平成 29 年度における法適用企業の決算状況から、事業別に総収益、総費用、他会計繰入金、他会計負担金等を比較した表が以下のとおりである。

(単位：百万円)

事業\項目	経常収益(A)	経常費用(B)	経常損益(C) =(A)-(B)	他会計補助 ・負担金(D)	(C-D)
水道	3,213,640	2,831,425	382,215	63,253	318,962
工業用水道	148,105	123,616	24,489	2,423	22,066
交通	854,489	729,449	125,041	42,455	82,586
電気	90,410	69,298	21,112	71	21,041
ガス	86,248	83,096	3,152	227	2,925
病院	3,991,419	4,072,601	△81,182	493,939	△575,121
下水道	2,555,557	2,363,686	191,871	785,251	△593,380
港湾整備	20,134	14,680	5,454	5	5,449
市場	33,354	35,533	△2,179	4,985	△7,164
と畜	121	74	47	10	37
観光施設	7,653	7,286	366	592	△226
宅地造成	181,172	152,857	28,315	2,722	25,593
有料道路	-	-	-	-	-
駐車場整備	845	547	298	0	298
介護サービス	13,084	13,277	△193	696	△889
その他	14,705	12,610	2,095	1,796	299
全事業	11,210,936	10,510,035	700,901	1,398,425	△697,524

病院事業、下水道事業等では、経常損益額を上回る他会計補助金・負担金を計上しているため、これらを除いた実質的な経常損益額がマイナスとなる。この場合、各事業の事業収益だけでは、当該事業実施のための費用を賄うことが難しい状況にあるといえる。

2. 地方公営企業会計について

現在地方公営企業に適用されている地方公営企業会計は、平成 23 年 5 月に地方公営企業法及び関連法令の改正による、資本制度の見直しから始まり、平成 24 年 1 月に公布された地方公営企業法施行令等の改正に伴い、平成 26 年度より原則として適用されることとなった。

会計制度の見直し内容については、総務省公開資料「地方公営企業会計制度の見直しについて」（平成 25 年 12 月 総務省自治財政局公営企業課）でも詳細が公表されている（https://www.soumu.go.jp/main_content/000266292.pdf）。この中で、見直しの対象となった会計基準として、以下のものがあげられている。

- | |
|------------------------------|
| 1 借入資本金 |
| 2 補助金等により取得した固定資産の償却制度等 |
| 3 引当金 |
| 4 繰延資産 |
| 5 たな卸資産の価額 |
| 6 減損会計 |
| 7 リース取引に係る会計基準 |
| 8 セグメント情報の開示 |
| 9 キャッシュ・フロー計算書 |
| 10 勘定科目等の見直し |
| 11 組入資本金制度の廃止（資本制度の見直しの積み残し） |

今回の監査にあたり、各事業の経済性、効率性、有効性といった 3 E の観点からの監査と合わせて、上記見直しとなった会計基準に従って、会計処理が行われているかについても可能な範囲で検討している。

ここでは、当該見直しの対象となった会計基準のうち、今回監査対象とした事業等において特に留意して検討を行った項目について説明する。

(1) 引当金

引当金については、企業会計原則注解（昭和 57 年 4 月 20 日 企業会計審議会）注 18 によると、以下の要件を全て満たす場合にのみ計上が認められる。

- | |
|------------------------------------|
| ① 将来の特定の費用又は損失であること |
| ② その費用又は損失が当期以前の事象に起因して発生するものであること |
| ③ 発生の可能性が高いこと |
| ④ その金額を合理的に見積ることができること |

これらの要件を満たす場合に、当期に負担すべき金額を当期の費用もしくは損失として損益計算書に計上し、対応する負債を貸借対照表上の負債もしくは資産のマイナスとして計上するのが引当金であり、上記 4 つの要件を満たさない場合には、引

当金の計上は認められない。

また、前出総務省資料においては、引当金計上に関する【基本的な方針】として、以下のように記載している

- ① 退職給付引当金の計上を義務化（則 § 22）。
- ② 退職給付引当金の算定方法は、期末要支給額によることができることとする。
- ③ 一般会計と地方公営企業会計の負担区分を明確にした上で、地方公営企業会計負担職員について引当てを義務付ける。
- ④ 計上不足額については、適用時点での一括計上を原則。ただし、その経営状況に応じ、当該地方公営企業職員の退職までの平均残余勤務年数の範囲内（ただし、最長 15 年以内とする。）で の対応を可とする。なお、その内容は、「注記」（改正省令附則 § 5 ①）。
- ⑤ 退職給付引当金以外の引当金についても、引当金の要件を踏まえ、計上するものとする（例：賞与引当金、修繕引当金、特別修繕引当金、貸倒引当金）。
- ⑥ 従前の修繕引当金の概念は、修繕引当金と特別修繕引当金とに区分する。
- ⑦ 引当金の要件を満たさないものは、計上を認めないこととする。

ここでは、特に退職給付引当金について詳細に記載していることから、引当金の計上を求めた趣旨として退職給付引当金の計上に関しては特に留意すべきものと考えられる。今回、監査の対象とした事業においても、退職給付引当金を中心に、他の引当金に関する計上の要否につき検討を行った。

（2）固定資産の減損会計

固定資産の減損会計に関する会計基準の整備の必要性については、「固定資産の減損に係る会計基準」（平成 14 年 8 月 9 日 企業会計審議会）において以下の通り示されている。

我が国においては、従来、固定資産の減損に関する処理基準が明確ではなかったが、不動産をはじめ固定資産の価格や収益性が著しく低下している昨今の状況において、それらの帳簿価額が価値を過大に表示したまま将来に損失を繰り延べているのではないかという疑念が示されている。また、このような状況が財務諸表への社会的な信頼を損ねているという指摘や、減損に関する処理基準が整備されていないために、裁量的な固定資産の評価減が行われる恐れがあるという見方もある。国際的にも、近年、固定資産の減損に係る会計基準の整備が進められており、会計基準の国際的調和を図るうえでも、減損処理に関する会計基準を整備すべきとの意見がある。

（出所：前述会計基準「二 会計基準の整備の必要性」より抜粋）

上記は一般的な企業会計において適用される会計基準ではあるが、地方公営企業会計の見直しにおいても、以下のようなメリットが認められることから減損会計が

導入されている。

- | |
|--|
| <p>①固定資産の帳簿価額が実際の収益性や将来の経済的便益に比べ過大となっている場合に、減損会計を導入すれば、過大な帳簿価額を適正な金額まで減額できる。</p> <p>②地方公営企業の経営成績を早期に明らかにすることができるようになり、経営成績に問題がある地方公営企業に対しては、早期の措置を講じることが可能となる。</p> |
|--|

(出所：前述「地方公営企業会計制度の見直しについて」より抜粋)

以上、2つの会計処理に関しては、会計処理を行う上で、「会計上の見積り」と言われる項目に属するものである。

「会計上の見積り」に属する取引は、現金の支払や請求書といった証拠に基づき取引金額を正確に測定できるものではなく、各事業体の経営者や管理者による金額の見積りに誤りが含まれ、あるいは偏向が存在することで、それが意図的であるか否かを問わず計上金額に不確実性が存在しやすいため、見積りに際してのルール化や、定めたルールを安易に変更しない等、極力恣意性を排除して計上することが必要になる。

今回監査対象とした各事業においては、対象となる取引が存在する場合には、見積り方法がルール化されているか、ルール化されている方法に基づき適切に見積り額が算定されているかに留意して監査を実施した。

3. 監査の結果及び意見の集約（本文 13 ページ～181 ページ）

監査対象としたのは、公営企業会計が適用される事業のうち、以下の会計及び事業である。

- ①病院局：熊本県立こころの医療センター
- ②企業局：工業用水道事業、有料駐車場事業

以下、49 件（病院局に関する指摘事項 15 件、意見 12 件、企業局に関する指摘事項 10 件、意見 12 件）の事項について記載している。

内 容	指 摘 事 項	意 見	ペ ー ジ
Ⅱ.【病院局】熊本県立こころの医療センターについて			
(1) 資産管理に関する事項			
1. 貸借対照表・貯蔵品勘定及び決算数値の検証体制の構築について【指摘事項】 平成 30 年度の決算において、現行の会計規程及び運用状況から、本来はたな卸資産として処理すべきではない診療材料が、たな卸資産として計上されている。 事務処理のミスについては、人の手を介して作業を行っている以上、完全になくすことは困難であるが、それを発見する体制が整備されていないことのほうが、より重要な問題と考えられる。	○		26
2. 診療材料の在庫計上の検討について【意見】 「1. 貸借対照表・貯蔵品勘定及び決算数値の検証体制の構築について【指摘事項】」において、会計規程上棚卸資産に含めないこととされている診療材料について、他の病院等においては、たな卸資産の内容として、診療材料を含めていることが多い。 未使用の診療材料の金額的な重要性も勘案した上で、保管されている診療材料についてたな卸資産として計上するか否かを検討すべきである。		○	27
3. 非常食の在庫計上の検討について【意見】 会計規程上、非常食の備蓄分に関しては、たな卸資産の範囲に含まれていない。備蓄品については、未使用の状況であるため、本来はたな卸資産として計上すべきであるが購入時点で、給食材料費として計上		○	28

<p>されている状況である。</p> <p>非常食の備蓄品が金額的にどの程度保管されているのかを把握し、そのうえで金額的重要性も考慮の上、たな卸資産として計上するか否かを検討することが望ましい。</p>			
<p>4. 薬品の実地たな卸におけるマニュアルの作成について【意見】</p> <p>薬品の実地たな卸に関する要領が、当該担当者のみ属人的に集約されている状況であり、一定の方法に基づきたな卸金額を算定するためのマニュアルが存在しない。</p> <p>薬品の実地たな卸に関する要領を、マニュアルとして文書化し、担当者が交代したとしても、同一のルールで実地たな卸を実施できるような体制を構築することが望ましい。</p>		○	28
<p>5. 使用期限を過ぎて廃棄した薬品の処理について【意見】</p> <p>使用期限が迫ってきた薬品に関する報告を行うことにより該当する薬品の使用促進を図っているものの、実際に使用期限を迎えた場合には、薬局で処分を行うのみであり、処分した薬品の内容を記録した報告書等の書類の作成は行われていない状況であり本来区別して把握すべき「薬品費」と「たな卸資産減耗費」が区別して把握されていない。</p> <p>使用期限を迎えて実際に廃棄した薬品に関しては、廃棄日、廃棄した薬品名、数量、仕入単価、仕入金額等を記載した書類を作成し、当該書類を経営管理の一面として利用できる体制の構築を検討し、会計処理上も、廃棄薬品分に関しては、「たな卸資産減耗費」として計上すべきである。</p>		○	29
<p>6. ソフトウェアの固定資産の計上区分と減価償却費について【指摘事項】</p> <p>ソフトウェアは、本来、その他無形固定資産（無形固定資産）であるが、誤って器械備品（有形固定資産）に計上されているため、貸借対照表の資産の表示区分が不適切である。</p> <p>機器一体型の専用組み込みソフトウェア等特殊なものを除き、器械備品と明確に区分し、両者をそれぞれ規程に従い適切に処理をしなければならない。また、ソフトウェアについては、他の「その他の無形固定資産」とは分けて「ソフトウェア」の科目で管理し、貸借対照表上の表示上も金額的重要性を考慮した上で必要に応じ「ソフトウェア」としてその他固定資産と区分し独立掲記する。</p>		○	30
<p>7. 固定資産の取得価額について【指摘事項】</p>		○	32

<p>平成 28 年度中に実施した改修計画策定業務について、実際の改修工事は平成 29 年度に行われていたにもかかわらず、平成 28 年度に建物として処理されていた。</p> <p>本体工事だけでなく、これに付随する間接費用も含めて翌年度に跨るものがないか、工事ごとの工程表を確認する等対策を講じる必要がある。特に設計・監理については、工事本体とは別に発生し、金額も高額であることが多いことから、留意する必要がある。</p>			
<p>8. 固定資産の除却について【指摘事項】</p> <p>固定資産台帳を元に保有資産の現物確認を行ったところ、実際には廃棄しているが固定資産台帳上、未処理のものがあつた。</p> <p>固定資産の売却・廃棄を行う場合には必ず、固定資産の管理者に報告をするよう、規程を遵守しなければならない。またそれでも報告が漏れることはあるので、最低年に一回の定期的な現物確認が必要である。</p>	○		33
<p>9. 固定資産台帳の整備状況について【指摘事項】</p> <p>①固定資産の現物と固定資産台帳との突合が困難な状況であり、現物を廃棄したとしても、固定資産台帳からの除却処理ができない可能性がある。他、リース資産の会計処理規程に則った管理がなされていない、取得年度において費用として処理すべき、取得価額 10 万円未満の資産につき固定資産として計上されている等、固定資産の計上と台帳による管理において不備が見られる。</p> <p>固定資産番号の付番と現物へのシール貼付を行う、リース資産についても他の固定資産と同様、固定資産台帳を作成する、固定資産として計上すべき資産定義を周知徹底するといった対応が必要である。</p>	○		34
<p>10. 受贈物の処理漏れについて【指摘事項】</p> <p>当センターに対して寄贈された絵画が 10 点存在しているが、会計処理がなされておらず、備品整理簿にも固定資産台帳にも計上されていなかった。規程等に定められた手続きがなされなかった可能性が高く、書類も残っておらず、管理が不十分である。</p> <p>寄付による取得があつた場合の取り扱いの定めは作成済みであるので、これを周知徹底し実際に運用するとともに、計上が漏れている絵画については、評価額を算定の上、10 万円以上の評価額のものについては、有形固定資産の器械備品として計上し、固定資産台帳にも記載し、3 万円以上 10 万円未満であっても備品整理簿への記載が必要である。</p>	○		37
<p>11. 修繕費と資本的支出について【指摘事項】</p>	○		39

<p>本来、固定資産に計上すべきものが修繕費として処理されている。 修繕費として処理するか、固定資産として計上するかに関する規程を当センター内において明文化する必要がある。</p>			
<p>12. 補助金により取得した固定資産と長期前受金の収益化【意見】</p> <p>個別の資産ごとに帳簿価額と長期前受金の残高に関する整合性を確認できるようになっていないため、個別資産売却または廃棄をした場合、これに応じた長期前受金の取崩額が適切に算定できない状態になっている。</p> <p>管理帳票を作成する際は、個別の資産の売却や除却が発生することを想定し、勘定科目毎ではなく、個別の資産単位で管理するようにすべきである。</p>		○	42
<p>13. 病院局会計規程の新会計基準への整備状況について【意見】</p> <p>平成26年度から新会計基準（金融商品会計、税効果会計、退職給付会計、リース会計、減損会計、資産除去債務等）が適用されたところ、病院局で現に会計処理が行われているものについては、熊本県病院局会計規程に当該会計処理について記載されているが、適用する取引が発生していない会計基準については規程がない。</p> <p>減損会計、資産除去債務は算定上、見積もりや判断を要することから、熊本県病院局会計規程等において事前にチェック項目を定めておく等、適用漏れを防止するための対応が望まれる。</p>		○	44
<p>14. 固定資産管理業務における留意点【意見】</p> <p>当センターでは固定資産の取得・処分についての業務フローが作成されていない。処理に関し明確な手続きが定められていないことから、固定資産の取得時・処分時の手続きに不備が生じる。</p> <p>業務フローを作成し、誰がどの時点でどういった手続きをしなければならないのかを整理することが望ましい。</p>		○	44
(2) 会計上の見積りに関する事項			
<p>15. 減損会計の適用について【指摘事項】</p> <p>昭和50年11月1日に取得した看護宿舎（建物）が長期間遊休状態になっているが、特段、会計処理が取られていない。本来減損損失を認識し、備忘価額を除く減損損失10,780,874円を計上すべきにもかかわらず、減損損失が計上されておらず、所要の注記も行われていない。結果、会計基準に沿った適切な処理がなされていないため問題がある。</p> <p>減損会計の基準に則り減損損失を計上し、適切な財務諸表の作成が</p>		○	47

<p>望まれる。</p> <p>またこのような減損会計の基準の適用漏れを防止するためにも、熊本県病院局会計規程等に、減損会計の適用と、会計処理についての明確な指針を設けるべきである。</p> <p>加えて看護宿舎に関しては、先々使用する予定もなく、また使用できる状態でもないことから、火災のリスクや防犯上のリスクを考慮すると早期に解体することも検討すべきである。</p>			
<p>16. 期末要支給額に基づく退職給付引当金の計上について【指摘事項】</p> <p>退職給付引当金に関する会計基準に従った処理が行われておらず、負債が過少に計上されている。平成 30 年度末時点における要引当額 534,967 千円に対して、引当額が 149,760 千円不足している。また、退職給付費用の計上、退職給付引当金の取崩の処理が一定しておらず、過年度における退職給付費用が適切に算定されていない。</p> <p>要支給額は毎年度末時点において計算し、不足額を当該年度中において繰り入れなければならない。</p>	○		47
<p>17. 修繕引当金について【指摘事項】</p> <p>現在計上されている修繕引当金については、平成 26 年度における公営企業法の改正以前に計上されて以降、見積りの見直しが行われていない。そもそも、修繕引当金として計上すべき、特定の施設修繕計画等があるわけではないため、引当金を計上するための要件を満たしていない。加えて、引当金の取崩しについても、年度ごとに処理が一定しておらず、修繕費の一部として取崩されている場合もあれば、修繕費が計上されているにもかかわらず取崩しが行われていない年度もある。</p> <p>引当金の計上根拠を満たす引当金以外は計上すべきではない。現在計上されている修繕引当金は早期に全額を取崩す必要がある。</p>	○		53
<p>18. 貸倒引当金の計上漏れについて【指摘事項】</p> <p>過去3ヵ年（平成 28 年度から平成 30 年度）において、患者未収金のうち、1 年超の滞留債権が全体の 1 割を超えており、貸倒リスクが高い債権が含まれていると考えるが、当センターでは過年度から貸倒引当金を計上していない。</p> <p>貸倒引当金に関する規程を明文化するとともに、債権の回収可能性に応じて貸倒引当金を設定する必要がある。結果として平成 30 年度においては、755 千円の一般貸倒引当金と 633 千円の個別貸倒引当金を計上する必要があった。</p>	○		54

(3) 収益・費用に関する事項			
19. 請求保留に係る診療報酬について【指摘事項】 地方公営企業法に定められている、発生主義に基づく収益の認識ができておらず、年度内に発生した収益が当該年度内に適切に計上されていない。 毎年度末の決算作業において請求保留となっているレセプトについても3月末で収益計上する必要がある。	○		57
20. 勘定科目の分類について【意見】 費用の計上科目について、現状の機能別(目的別)分類による処理方法は、一般の企業会計では基本的に採用されていない方法であり、民間病院等の決算数値と比較分析を実施する際に、前提条件が異なることになり、有用な比較分析となりにくい状況になっている。		○	58
21. 未承認の宿日直手当等の支給について【指摘事項】 毎月の給与計算において、各職員が宿日直の申請を失念した場合や、決裁権者の承認が間に合わないことをもって、手当の支給が1カ月遅れることに配慮し、手作業による修正処理を行っているが、システム上は修正されたデータの承認がないまま手当が支給される結果になっている。 システムの申請承認手続きの確実な運用を行うようにするため、職員個人の申請および決裁者の承認が滞らない様、また、もれなく行うことで、承認された手当のみが給与へ反映されるようにすべきである。また、現状の運用に無理があるようであれば、手当計算の締め日を早めるといった対応も検討すべきである。	○		59
(4) 全般的事項			
22. 臨時職員の任用者名簿の作成について【指摘事項】 臨時職員について、「病院局臨時職員任用等取扱要綱」第4に規定されている任用者名簿の作成が行われていない。 臨時職員の実績管理のためにも「病院局臨時職員任用等取扱要綱」に規定されている様式での任用者名簿の作成を行うべきである。	○		61
23. 臨時職員の登用期間について【意見】 病院局臨時職員任用等取扱要綱上、臨時職員の任用期間は6月までとなっており、必要と認められる場合に限り任用期間を12月とし、再度更新することはできないとされているが、引き続く期間を12月未満		○	62

<p>となるように、例えば1月1日から12月27日までとし、新たに翌年1月1日から任用とすることで、翌年の任用を可能にしている。</p> <p>長期的に任用される職員については、非常勤職員もしくは正職員として任用し、臨時職員については、本来の趣旨にあった緊急の場合にのみ任用することが望まれる。</p>			
<p>24. 地方公営企業の経営の状況を反映した給与の決定【意見】</p> <p>地方公営企業法第38条3項によると企業職員の給与は「その地方公営企業の経営の状況」も考慮して定めることとされているが、現在の給与表が、変動する経営の状況を考慮しているとは言い難い。</p> <p>各病棟や各班単位で、収益を向上させる目標もしくは経費削減の目標を立て、その結果を人事評価の成績率に反映することで、職員の努力の成果である経営成績が考慮された給与もしくは手当の支給が行われることが望まれる。</p>		○	64
<p>25. 医事業務委託先に対する検査及び監督について【意見】</p> <p>受託業者から提出された書類と現金等の現物のチェックなどは行っているものの、医事会計システムやレセプトなどの基礎情報を直接確認することはなく、受託業者に対して定期的な検査も実施していない状況である。</p> <p>病院局総務経営課の事務職員から医事部門及び診療情報管理部門の責任者を選任し、医事業務及び診療情報管理業務についても委託業務に対する定期的な検査を実施することで、直接内部牽制機能を発揮することが望まれる。</p>		○	67
<p>26. 大金庫内での現金等の保管方法について【指摘事項】</p> <p>当センター内の総務経営課が所有する大金庫内に、当センターの収入に属する現金等が保管されるとともに、医事業務の受託者に属する釣銭、及び家族会が管理する現金及び預金通帳が保管されているが、現在はダイヤルによる施錠のみで、鍵の利用が一定期間なされていなかった。また、大金庫の施錠について、鍵の利用やダイヤル暗証番号の定期変更などの運用ルールが定められていない。</p> <p>大金庫の施錠については、ダイヤル暗証番号の定期変更などの運用ルールを策定するとともに、鍵とダイヤルの両方の運用が望ましい。</p> <p>また、盗難等が発生した場合のリスク負担について明確にするため、金庫を共用する相手先と文書などで約束を取り交わす必要がある。</p>		○	69
<p>27. 一般会計負担金について【意見】</p>		○	69

<p>当センターでは、毎年黒字を計上しているものの、収入に占める一般会計負担金の割合が大きく、平成30年度においては一般会計負担金が医業収益を上回っている状況である。</p> <p>当センターは全国の精神科単科の公立病院と比べても医業利益率及び一般会計負担金対医業収益比率の割合が芳しくない状況である。医業利益率は精神科単科の全ての公立病院でマイナスとなっているが、当センターは28の公立病院のうち、ワースト5位である。また一般会計負担金対医業収益比率は、ワースト4位であり、平成30年度においては100%を超える水準となっている。</p> <p>一般会計が負担すべき金額は、病院や地域の状況、一般会計の財政状態等により異なっているため、総務省が公表する繰出基準をもとに、各地方公共団体がその実情に合わせて繰出金の算出方法を決定するものである。そのため、一律に算出方法が決まっているわけではないが、非効率な経営によって生じる赤字補填まで認められるべきものではなく、算定根拠は明確にする必要がある。</p> <p>また、当センターにおいては業績管理として病棟ごとの収支が把握できておらず、どこまでが一般医療分でどこからが行政的医療・不採算分なのか把握する手段がない。そのため、まずは管理会計の手法を用いて、業績管理を行った上で、必要経費（経常費用）から経営努力を反映した収入（経常収入）を控除した金額を算定するなど、より客観的なデータに基づく合理的な算出方法を検討することが望ましい。</p>			
<p>Ⅲ. 【企業局】工業用水道事業および駐車場事業について</p>			
<p>(1) 資産管理に関する事項</p>			
<p>1. 固定資産の実査について【指摘事項】</p> <p>一部の固定資産について実物の実査が定期的に行われていない。 固定資産の実査は1年に1度は、企業局職員による実査をおこない、固定資産台帳と現物との整合性をチェックするべきである。</p>	○		130
<p>2. 備品の実査について【意見】</p> <p>備品の実査に際して、「備品整理簿」との突合は行われているが、決算財務報告の基礎資料となる固定資産台帳との突合が行われていない。 固定資産台帳と現物もしくは実査時に使用した備品整理簿との突合を行い、固定資産台帳に登録された資産の実在性を担保することが望まれる。</p>		○	130

<p>3. 建物、構築物及び機械の個別管理について【意見】</p> <p>一部の資産につき固定資産管理シールを貼付けて管理することがふさわしくないという理由により、固定資産番号シールを貼付しておらず、これに代替する管理も行っていない。</p> <p>固定資産番号シールの貼付が困難な固定資産については、固定資産台帳と紐づけるような図面や写真等の資料を整備し、網羅的かつ効率的な管理が望まれる。</p>		○	131
(2) 会計上の見積りに関する事項			
<p>4. 修繕準備引当金の表示上の取り扱いについて【指摘事項】</p> <p>「修繕準備引当金」という勘定科目名称が、現行の熊本県企業局会計規程と整合していない。</p> <p>熊本県企業局会計規程を修正して別表第2勘定科目表に「修繕準備引当金」という勘定科目を追加するか、もしくは、平成31年度の決算書から「修繕引当金」もしくは「特別修繕引当金」という熊本県企業局会計規程に合わせた形で表示するのか、いずれかの対応が必要となる。</p>		○	133
<p>5. 特別修繕引当金の計上の妥当性について【意見】</p> <p>現在計上されている特別修繕引当金について、引当金の計上要件を満たしていない可能性がある。</p> <p>現状計上されている特別修繕引当金について、修繕案件とその発生頻度である修繕の周期（年数）について、「法令上の義務付けがある場合と同程度に費用発生の蓋然性が認められる」か否かについて再検討を行い、再検討の結果、上述した点が明確に認められる案件については特別修繕引当金としての計上を継続し、認められない案件については、引当金を取り崩し、地方公営企業会計基準上認められた引当金の金額に修正することを検討してはどうか。</p>		○	133
<p>6. 賞与引当金にかかる社会保険料の勘定科目について【意見】</p> <p>賞与にかかる社会保険料分は、毎月の社会保険料と同様に法定福利費と未払費用にて会計処理することが多いが、賞与引当金に含めて処理されている。</p> <p>賞与引当金繰入額が、細節で給与分と法定福利費分に区分して計上されていることも踏まえると、賞与引当金を計上する際の賞与にかかる社会保険料についても、引当金を賞与引当金と法定福利費引当金とに区分して会計処理することが合理的である。</p>		○	135

<p>7. 賞与引当金及び退職給付引当金の規程等の整備について</p> <p>【指摘事項】</p> <p>引当金につき、会計規程において引当金を計上するよう定められているが、具体的な計算方法についての定めがない。</p> <p>引当金に関しては算定にあたり見積もり等の要素が含まれるため解釈に幅があり、画一的な基準を設けない限り、継続的かつ適切な引当金の計上が困難であるため、規程ないしマニュアル等で具体的な指針を明確にする必要がある。</p>	○		136
<p>8. 退職給付引当金の算定期限及び算定方法について 【指摘事項】</p> <p>退職給付引当金は本来、該当する年度末に在籍する職員数に基づき期末要支給額を算定するところ、1年半前の在籍者によって期末要支給額を算定するため、この間の人事異動や退職者分についての異動を考慮してない。したがって本来計上すべき金額と乖離が生じ、決算書上、年度末時点での期末要支給額と退職給付引当金の残高が一致しておらず、財政状態を適正に反映しているとはいえない。</p> <p>決算時に計上する退職給付引当金繰入額は、毎決算期の3月末日時点における期末要支給額を算定した上で、貸借対照表上の退職給付引当金との差額を繰り入れるようにする必要がある。</p>	○		137
<p>9. PCB処理費用引当金の計上 【意見】</p> <p>ポリ塩化ビフェニル廃棄物の対象となる変圧器を保管しているにもかかわらず、その処分費用の引当金が計上されていなかった。</p> <p>今回発見した機器類については現在処分中とのことであるが、今後、同様の物件等の保管が明らかとなった場合は、その存在が明らかになった時点で引当金として計上するよう注意すべきである。</p>		○	142
<p>10. 固定資産の減損の検討について 【意見】</p> <p>減損会計は平成26年度の公営企業改正の改正から導入された会計処理であり、固定資産の収益力の低下によりその投資額の回収額が見込めなくなった場合、その価値の下落を反映させるために、資産の帳簿価額を減額する処理であるが、工業用水道事業においては、減損会計を適用すべき資産があるかどうかも含め減損会計に関する検討が行われている形跡がない。</p> <p>減損会計適用に関するフローを適切に認識した上で、毎年度対象となる資産がないかどうかを検討するようすべきである。</p>		○	144

<p>11. 苓北工業用水道事業の建設仮勘定について【指摘事項】</p> <p>苓北工業用水道事業において計上されている浄水場建設の計画にかかる建設仮勘定について、建設中断から15年が経過しており、その間進展がない状況であり、その資産性に疑義があると判断せざるを得ない。</p> <p>正味売却価額を見積った上で、帳簿価額と正味売却価額との差額を減損損失として計上することになる。</p>	○		150
(3) 収益・費用に関する事項			
<p>12. 県財政負担のあり方について【意見】</p> <p>一般会計繰出金の繰出基準が30年以上見直されておらず、不足する資金を一般会計からの借入金でまかなっているが、借入金残高は増加傾向にある。また、償還期限が到来した借入金についても償還期限を延期することが常態化しており、返済の目処は立っていない。</p> <p>仮に一般会計への借入金が返済不能となった場合、熊本県財政に与える影響は大きく、工業用水道事業の財政状態の改善は急務であると考え。そのため、一般会計繰出金（補助金）と一般会計からの借入金の割合を見直すなどして、年度での損益を改善するなど、長期的な視点で持続可能な県財政負担のあり方を検討すべきである。</p>	○		154
<p>13. 長期前受金の収益化について【指摘事項】</p> <p>工業用水道事業では、補助金で取得した固定資産は管理しているものの、企業債を発行して取得した固定資産及び自己資金又は借入金で取得した固定資産については特に区分されておらず、長期前受金の収益化については補助金と補助金以外に区分けして、収益化の金額を理論値で算出しているため、本来収益化されるべきではない部分の金額が長期前受金戻入（営業外収益）として計上されている。</p> <p>地方公営企業会計では、固定資産を取得するために受けた補助金等を長期前受金として繰延計上した上で、固定資産の減価償却に対応した期間で収益化することが規定されているため、固定資産の取得に関して財源ごとに管理した上で、対応する長期前受金を適切に管理する必要がある。</p>	○		158
<p>14. 入札の管理について【指摘事項】</p> <p>有明及び八代工業用水道運転保守等業務委託契約の締結に際し、企業局は公募後に施設の現地説明会を実施しているが、事前説明会の実施前に落札者であるA社に対して「事前説明会への参加申込は希望者</p>	○		160

<p>が御社しかないが開催するか」との連絡をしている。</p> <p>これは現地説明会の時点で応札の可能性がある会社が1社しかないとの情報を示唆するものであり、この段階で参加申込者が1社しかないという情報をA社に話した点に問題がある。</p> <p>たとえ参加申込者が1社であったとしても、現地説明会を実施すべきであったと考える。結果的に参加者が1社しかない可能性があるとして参加者が察したとしても、それは県側の落ち度ではないことから、今後検討が必要である。</p>			
<p>15. 入札の予定価格について【意見】</p> <p>水質分析業務に関する委託業務について、入札手続きを確認したが、落札率が14.4%と非常に低い状況にあった。</p> <p>熊本県としては予定価格の算定の根拠として、業界団体である(社)日本水道協会が平成23年12月に作成した「水質検査・管理業務等委託積算要領」を価格算定の根拠としているが、当該資料は8年前に作成されていることから、現在の経済水準と乖離している可能性がある。</p> <p>今回のような業務の発注においては、予定価格算定のため数社から事前見積りを入手し、現在の経済水準を反映した予定価格の算定する方法が考えられる。</p> <p>また、競争原理が働くよう一般競争入札制度が導入されているが、行き過ぎた競争は逆に業界の疲弊を生む恐れがあるので、業務委託契約についても最低制限価格を導入することで、行き過ぎた価格競争が発生しないよう配慮すべきである。</p>		○	161
<p>16. 変更契約書について【指摘事項】</p> <p>2019年10月より、消費税が8%から10%に引き上げられることに伴って、有明及び八代工業用水道運転保守等業務委託契約の一部変更を行っているが、これに伴い交わされた一部変更契約書及び別紙を確認したところ、月々の「消費税及び地方消費税」の金額について、2019年10月から2020年3月までの6ヶ月分は増税後の10%で計算されいたが、2020年4月～2021年3月までの12か月については、増税前の8%で計算された金額が記載されていた。</p> <p>企業局としては、残りの契約期間が1年6ヶ月と短くなっていること及び債務負担行為を追加でとることが時間的に難しかったことから、当年度の契約金額のみ変更し、翌年度の契約金額については翌年度に見直すものとしていたようであるが、本来将来にわたる債務を負担する行為は、債務負担行為による手続を踏む必要があることからこの</p>		○	162

<p>ような取り扱いは問題がある。</p> <p>今後、同様に変更契約の必要が出てくる事象について、毎年検討する等の慎重な対応が必要である。</p>			
<p>17. 消耗品費の計上（共通経費の按分）について【意見】</p> <p>電気事業、工業用水道事業、有料駐車場事業の共通経費について、理論的な按分計算に基づき配賦されていない。</p> <p>適切な配賦基準を検討し、より適切な期間損益計算に資する按分方法を設定することが望まれる。</p>		○	163
(4) 全般的事項			
<p>18. 事業間の貸付金に関する方針について【意見】</p> <p>工業用水道事業内における各事業間の資金の貸し付けについて、特にルールはないとのことである。もともと会計を分けて管理した趣旨からすれば、資金調達方法に関するルールが存在しない点で問題がある。</p> <p>資金調達に関する明確な方針が必要であると考える。</p>		○	165
<p>19. 事業間の資金貸付に関する開示について【指摘事項】</p> <p>会計内の内部取引によって発生した債権債務については対外的な債権債務ではないことから、企業局の決算書においては相殺消去する必要があるが、相殺消去されずに記載されている。</p> <p>今後内部取引によって発生した債権債務については、貸借対照表を作成する段階で相殺消去し、資産及び負債として計上しないよう修正する必要がある。</p>	○		166
<p>20. 固定資産明細書の様式について【意見】</p> <p>上記固定資産明細書の項目建てについて、項目の表記方法等につき貸借対照表の科目区分と整合していない部分があるため、見直しを検討すべきである。</p>		○	166
<p>21. 人件費の計上方法について【意見】</p> <p>企業局の実施する各事業に共通する人件費について、実態をより正確に反映した方法にする必要がある。業務量の違いにより集計方法を決めているとのことであるが、執務記録等の具体的な数値に基づくのではなく、感覚によるものであることから、実態を反映できているか検証できない点で問題がある。</p> <p>合理的な基準で配賦計算するといった対応を検討することが望まし</p>		○	167

い。			
<p>22. 資本剰余金に含まれる雑資本剰余金について【指摘事項】</p> <p>資本剰余金として計上する根拠のない金額が資本剰余金として計上されている。</p> <p>地方公営企業法の規定に基づき、条例もしくは議会の議決を経て処分を行うべきである。</p>	○		170

また、個別の監査結果とは別に、監査の結果に添えて提出する意見として、以下の事項につき記載している。

内 容	ページ
Ⅱ. 【病院局】 熊本県立こころの医療センターについて	
<p>(1) 医師確保のための対策について</p> <p>当センターにおいては診療待ちの患者が発生しており、予約待ちの期間が2週間～1ヶ月となる場合もあるとのことである。この予約待ち状態となっている原因のひとつとしては、診察にあたる医師の不足があげられる。</p> <p>当センターでは、主に県内の国立大学の医局に協力を仰ぎ、医師を派遣してもらうことで医師を確保する等の対策をとっているが、医師の数がボトルネックとなり収益が改善できていない可能性がある。</p> <p>医師会との連携の強化、医師に対する研修制度の充実、女性医師の働きやすい環境づくりといった対策をとって、安定的な医師の確保に努めてはどうか。</p>	81
<p>(2) 診療報酬の確保について</p> <p>当センターにおいては、事務職は知事部局からの異動により配属されることから、医療機関の経営に精通した事務職員が存在しておらず、診療報酬の確保及びコスト削減に対する知識、ノウハウおよび体制が不足している。その影響で、病床利用率や患者1人1日あたり収益が他の病院と比較して低い傾向にあることが考えられる。</p> <p>これらを改善するために、短期的には医療経営に精通した専門家を招聘し、医療収益の確保や業績管理手法を改善するとともに、中長期的には当センター内で医療経営を行える人材の育成を目指してはどうか。またカルテの記載内容に漏れがないようにし、加算漏れが生じない様にするといった努力も必要ではないか。</p>	85

<p>(3) 病院経営の専門家の登用について</p> <p>一般的な病院であれば、病院の事務統括スタッフ（例えば事務長等）が情報を管理し、医療スタッフと連携を取りながら対処することが多いものと考えられるが、当センターの場合はこれに該当するようなスタッフがおらず、空き病床の効率的な管理ができていない点が、低い病床稼働率の一因となっていることが考えられる。</p> <p>例えば、他病院でこのような業務を行ったことがある、病院経営に精通した職員を任期付きで雇用し、一定期間病床の管理等の業務を任せることで、稼働率の向上が見られるかを試行してみてもどうか。その上で改善が認められれば、病院経営の専門職として継続雇用して病院経営全般を統括させたいと、県のスタッフがその状況をモニタリングするといった運営方法をとれば、収益性向上に資するものと考えられる。</p>	91
<p>(4) 支援スタッフの確保について</p> <p>当センターでは、医師の負担軽減を目的に医療クラーク（医療補助者）の導入を平成30年度より開始した。</p> <p>導入後間もないことから、実際の効果について数値等で確認できるものはないが、全国にある類似施設15施設に対し、医療クラークの導入の有無をアンケートで確認したところ、11施設が導入しているとの回答があり、診療報酬加算の算定や、医師の実質診療時間の増につき一定の効果があるとの回答もあった。</p> <p>一人当たり診療単価の向上にもつながるものと思われるため、適切な医療クラークの活用について効果を確認しつつ今後も継続していくべきものと考えられる。</p>	92
<p>(5) 医療スタッフのモチベーション確保について</p> <p>当センターの医療スタッフにヒアリングをした中で、勤務する職員のモチベーションの確保の問題があげられた。</p> <p>医師については大学の医局の方針で異動があり、また医局に属さない医師についても、医師の求人は多いことから、いつでも他の病院に移ることが可能であり、環境を変えることができるが、看護師や臨床心理士等の医療スタッフについては、熊本県職員として採用されていること、民間病院に比べて雇用条件が良いことから、なかなか他の医療機関に移る職員は少なく、人の入れ替わりも少ないとのことである。</p> <p>県のお他機関との間での人事異動、研修制度の充実、勤務環境の整備といった対策を取り、医療スタッフのモチベーションを維持する方策を検討してはどうか。</p>	92

<p>(6) 部門別損益のより正確な把握の必要性</p> <p>当センターでは、収益については、毎月、入院・外来診療・デイケア・作業療法・訪問看護というようにセクションに分類して集計し、毎月開催される運営会議で情報を共有し、今後の対応等を協議している。支出に関しては、毎年度予算策定時に各セクションから提出された予算要求書を審査するにあたり、昨年度の実況の聞き取りを行っている。</p> <p>しかし、収益と対応する費用などの部門損益管理が十分ではないため、経済性を発揮するための課題が明らかにならず、具体的な対策を立てることが容易ではない。課題把握のための手段の一つとして、全体損益管理だけではなく部門ごとの損益管理が必要である。</p> <p>経営を改善するためには、まずは問題の所在を明らかにすることが重要であり、その問題に対処し解決することが求められる。地方公営企業として求められる企業の経済合理性を発揮するためには、部門別損益計算は重要な手段の一つであると考え、部門損益管理の方法を当センターで工夫をされたい。</p>	95
<p>(7) 熊本県の関連部局との協力について</p> <p>当センターは病院局として独立して運営されているものの、県庁の他の部署との連携という面でいえば、「障がい者福祉」の観点からは障がい者支援課と、「医療」の面からは医療政策課と関連性がある政策を担っている。また、これらの政策を実現させるための人材の確保の面では、人事課との連携も必要であり、これらの部局との連携が重要であるといえる。</p> <p>精神科医療については地域医療構想とは別に、平成30年4月に「第7次熊本県保健医療計画」を策定しており、この中で精神疾患に関する現状と課題を認識し、これに対する施策と評価指標が設定されている。</p> <p>しかし、当センターとしてこの評価指標に合致するような数値目標が公表されていない。病院局として基本的に独立採算が求められる部署において、経営面での数値目標を定めたうえで努力するのは重要であるが、県の一部局である以上、熊本県全体として目指している施策に対し、どのように貢献しているかを明らかにすることについても同様に、当センターの存在意義を示すために重要である。</p> <p>関連部署となる医療政策課、障がい者支援課についても、指標達成を病院局に任せるのではなく、政策目標達成のために積極的に病院局と連携、協力する必要があるのではないか。</p>	102

<p>(8) 当センターの今後のあり方について</p> <p>現代社会において精神科医療の重要性は増しており、当センターの機能は今後とも県の精神疾患対策の一環として存続させる必要があるといえる。</p> <p>その反面、当センター運営に関する効率性といった面では、これまでに述べてきた収益性改善の問題や、人材の確保と勤務環境の改善、事業の効率性や経済性を判断するための部門別損益の把握等解決すべき課題も多い。</p> <p>県外の他の精神科公立病院と比較しても、当センターは効率的に運営されているとは言えず、業務のマニュアル化による後方部門の効率化と医師、看護師といった現業部門での人員の確保等による事業の効率性向上が求められる。</p> <p>当センター単独での効率性向上が難しい場合は、熊本県の有する類似他施設との統合や、指定管理者に運営を任せることも考えられる。</p>	<p>105</p>
--	------------

Ⅲ. 【企業局】 工業用水道事業および駐車場事業について

(1) 工業用水道事業の財政状態と今後の収支見通しについて

172

熊本県の工業用水道事業全体を見ると費用のおよそ半分を減価償却費が占めており、特に有明工業用水道事業においては平成 29 年度における減価償却費 335,084 千円のうち、水源となっている竜門ダムの使用権の償却費が 288,188 千円を占めている。これに対し、収益については減価償却費を除く費用を賄える程度にしか計上できておらず、水源確保のための設備投資に伴う減価償却費が事業の黒字化に対して大きな足かせとなっていることが考えられる。

ダム使用権は平成 14 年度に 238 億円が計上され、平成 18 年に用水の一部を上水道に転用したことによる使用権の一部譲渡と、毎年の減価償却を経て、平成 30 年度末時点では 111 億円の残高となっている。残存年数はおよそ 39 年となっているが、この償却費負担が続く限り、収益に対して過大な償却費負担も継続することとなる。

企業立地を促し収益増加を図ることで収支均衡を図る、といった対応も考えられるが、そのためには 1 事業所当たりの配水量が変わらなかったとしても、現在の配水先事業者数を倍程度に増やす必要がある。加えて最近では工業用水を使用する事業所においても環境対策や節水意識が浸透し水の使用量が減ってきており、全国的に工業用水の配水先事業所自体も減少傾向にある現状を考えると、総費用を賄うだけの収益向上が見込めるかについては不確実である。

したがって運営費負担の軽減努力を行ったとしても、根本的な経営改善対策となるかは不確実であると考えられ、前述「12. 県財政負担のあり方について【意見】」で述べたように、県の財政負担の在り方を抜本的に見直すといった対策がない限り、収支及び財政状況の改善は見込めない。

また、財政状態改善に関して検討すべきは、資本の額が過少となっている点である。貸借対照表上、工業用水道事業における資本金の額は 30 千円となっており、同等の資産規模を持つ他県の工業用水道事業と比較しても著しく低い。資産・負債の規模と資本金の関係を図示した場合、他県の工業用水道事業と比較すると図示が困難となるほど資本金の額が小さい。

資本が脆弱なうえ、償却費負担が大きいことから利益の計上も難しく、每期継続して損失を計上しているようでは、債務超過解消の見通しは立てられない。また、現在の収益構造を見る限り、一般会計からの借入金については返済の見込みが立たず、他県の資本構成と比較しても、本来事業実施のための資本として拠出すべきものではなかったかと考えられる。

財政状況の健全化、また将来への損失の繰延を防ぐ観点から、有明工業用水道事業に関して「10. 固定資産の減損の検討について【意見】」で示したとおり減損

<p>損失を認識し、事業規模に比して過大となっている資産額を損失として計上した上で、一般会計からの借入金を資本に転換し、財政基盤を見直すことを検討してはどうか。</p>	
<p>(2) 駐車場事業の今後の方向性について</p> <p>駐車場事業については、平成 28 年度の指定管理者制度導入以降、熊本地震による一時閉鎖や同地震に伴う改修工事等の時期を除き利用者数は増加傾向にある。営業収益についても、指定管理者制度移行後においても安定的に納付金収益が計上されており、財政状態としても企業債の償還がすでに終わっていることから現状懸念される状況にはない。</p> <p>ただ、主に熊本市都市圏における公共交通機関の利用者は横ばいか、もしくは減少傾向にあるとともに、高齢化の進展やこれに伴う公共交通網維持の重要性、幹線道路における渋滞の発生や、CO2 排出等の環境問題を踏まえると、中心市街地に県営駐車場を維持するという、市街地への自家用車流入を増やすような施策をとるべきかどうかは検討の余地がある。</p> <p>供用開始時点では市街地に十分な数の駐車場がなかったことから県が直接駐車場を設置するという発想になったものと考えられるが、現在は民営の駐車場が多数整備されている状況である。県の役割としては他の自治体とも協力しながら駐車場を含む交通整備全体を見通した政策立案により重点を置き、駐車場の設置運営は自治体の交通政策や道路事情、駐車場の需給等を十分に把握した上で極力民間に任せて運営するようにシフトすることが望ましいものとする。</p>	180